

西日本応用動物昆虫研究会規約

第1章 総則

第1条 本会は西日本応用動物昆虫研究会と称す。

第2条 本会は中国地区(兵庫県を含む)を中心とした西日本地域における応用動物昆虫学の進歩普及に寄与するとともに、会員相互の親和協力をはかることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達するための次の事業を行う。

1. 研究発表会の開催
2. 会誌の発行. 会誌は本会のウェブサーバを通じてオンラインで公開する
3. その他必要と認められる事業

第4条 本会の事務所の所在地は農研機構西日本農業研究センター(〒721-8514 広島県福山市西深津町 6-12-1)とし、変更を要する場合には役員会で審議し、総会の承認を受けるものとする。

第2章 会員

第5条 本会の会員は普通会員、賛助会員および名誉会員とする。普通会員は年会費 1,000 円、賛助会員は年会費 10,000 円を前納するものとする。名誉会員は西日本地域の応用動物昆虫学の発展に多大の功績があり、総会の議決を経て推挙された個人をいい、その会費は免除する。

第6条 発表会または会報に発表することができるものは個人に限る。

第7条 入会および退会に際してはその旨を本会に申し出る。退会にあたっては既納の会費は返付しない。また会費を3年以上滞納している普通会員については、本会を退会したものとす

第3章 役員

第8条 本会に次の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 1名
- 委員 若干名(各県からそれぞれ1名以上)
- 庶務・会計幹事 若干名
- 編集幹事 若干名
- 会計監査 2名
- 電子広報委員 1名

第9条 会長は会員の直接選挙によって決める。副会長、会計監査、委員および幹事は会長の指名による。会長に事故が生じた場合、次点者が次期会長選挙までこの任にあたる。

第10条 会長の任期は2年とし重任しない。副会長の任期は1年、会計監査、委員および幹事の任期は2年とし重任は妨げない。

第11条 会長は本会を代表し会務を統べる。副会長は会長を補佐する。委員は各県内における会員の連絡その他を担当する。庶務・会計幹事は庶務、会計を、編集幹事および電子広報委員はオンライン会誌の編集を主に担当し、幹事若干名でもって本会に関する一切の事務を担当する。電子広報委員は本会のウェブサイト、メーリングリストを管理、運営し、ウェブサーバにてオンライン会誌の頒布を担当する。

第4章 総会

第12条 総会は原則として年1回開催する。

第13条 総会の附議すべき事項は次の通りである。

1. 規約の変更
2. 会務報告ならびに会計決算の報告
3. 会計監査報告の承認
4. 次年度事業計画および予算の決定
5. その他必要と認める事項

第14条 総会の議長は会長がこれにあたる。議決は出席者の多数決をもって決める。

第5章 会計

第15条 本会の経費は会費、寄附金その他でまかなう。

第16条 本会の会計年度は暦年による。

第6章 附則

第17条 会長は名誉会員および附則第19条で規定される普通会员の郵便投票によって直接選ばれる。

第18条 会長は会員中から単記無記名の投票によって選出され、最高点者を当選とし同点の場合は年長者とする。

第19条 有権者であっても選挙施行年度における会費を納入していないものは、選挙権および被選挙権を失う。

第20条 選挙は若干名の選挙管理委員会によって管理され、開票は公開のもとに行う。

第21条 本規約は平成29年1月1日よりこれを施行する。

申し合わせ事項(日本応用動物学会中国支部にて昭和 61 年 10 月 31 日承認, 平成 29 年 1 月 1 日より一部改変, 追記し西日本応用動物昆虫研究会に引き継ぎ)

1. 副会長は当該年度に例会を開催する地区より選出し, 会長を補佐して例会・総会を統べる(副会長はプログラム作成を含む例会の運営一切の責任を持つ).
2. 投稿者は投稿規定を厳守し, 投稿された原稿の査読もしくは校閲を依頼された会員は責任を持って原稿を査読もしくは校閲し, 編集幹事の負担を軽くする.
3. 庶務会計事務の取り扱いは当分の間, 西日本農業研究センター虫害管理グループで行う.
4. 会計監査は庶務会計事務と連絡の取りやすい会員から選出する.
5. 会誌は原則として本会ウェブサーバを通じてオンライン(pdf ファイル)で公開する. 会誌には要旨集, 原著論文を掲載する.
6. 編集委員が必要な場合には, 各県の委員がこれを兼任する.
7. 当会の会員が, 日本応用動物昆虫学会中国支部に対して平成 29 年度支部会費として 3,000 円を支払っている場合には, 当会の年会費を 3 年分前納したものとして扱う.
8. 賛助会員は研究会ウェブサイトにはバナー(あるいは文書のリンクを貼って)で公開する.
9. 会務報告等は, メーリングリストで対応する.

投稿規定

- (1) 投稿者は会員に限るが, 共同執筆者には非会員を含むことができる. 非会員の投稿については, 会員の紹介があった場合に受理することができる.
- (2) 原稿は未発表のもので, 応用動物学, 応用昆虫学, 農薬および防除技術などに関するもの, その他編集に必要なものとする.
- (3) 論文の原稿は編集幹事に提出する. その後, 編集幹事が主に会員から査読者 1 名を選出し, これを査読する. 査読する論文の原稿は, A4 縦置き, 横書き, 25 行, 文字フォントサイズ 12 ポイントで作成し, Microsoft Word のデータファイル(.doc もしくは.docx 形式)もしくは PDF ファイルを 1 部提出する. 原稿には通しで行番号を挿入する. 論文の登載決定後に, Microsoft Word のデータファイル(.doc もしくは.docx 形式)もしくはテキストファイルとして最終原稿の提出を求める. また, 図(300 dpi 以上, TIFF/JPEG/EPS など高解像度印刷に堪える書式)および表のデータファイルも別途提出する.
- (4) 研究発表会で講演されたものは, 遅延なく投稿されなければならない. ただし講演要旨(演題, 氏名, 所属, 本文で 600 字以内)の提出により, これに替えることができる.
- (5) 原稿の登載順序, 体裁, 活字の指定, 構成は編集幹事に一任する. 編集に関して特に要望のある場合は, 原稿提出の際投稿者において幹事に申し出ることができる.
- (6) 原稿は和文または英文とする. 和文は横書き口語文とし, 述語以外なるべく常用漢字を用い, 新仮名遣いによるひらがなを使用する.

- (7) 生物名はカタカナまたは常用漢字を、数字は原則として算用数字を用いる。生物名には学名も入れる。
- (8) 編集幹事は、必要に応じて原稿中の字句を修飾することができる。
- (9) 原稿の記述順序は、表題、著者名、所属、本文とする。和文原稿の場合、所属欄の後に、英語の表題名および要旨を入れる。図表の挿入箇所は原稿欄外に朱記する。
- (10) 原稿の長さは表題、図表などを含む刷り上がりが1題6ページ(B5版)9,000字をこえないものとする。
- (11) 原著論文の別刷として、該当部分のPDFファイルを贈呈する。
- (12) 記載原稿は返却しない。
- (13) 掲載論文(講演要旨を含む)の著作権は本会に帰属する。これらの一部または全体を転載するときは幹事会の事前の許可を要する。